

# 免税軽油使用者のしおり

## 《 農 業 用 》

このしおりは、免税軽油使用者の方に知っていただきたいことをまとめたものです。

御一読のうえ、免税軽油の適正な使用・手続きにお役立てください。

### 免税軽油とは…

バスやトラックなどの燃料である軽油の購入時の価格には、1リットルにつき 15.0円の軽油引取税が含まれています（令和8年4月1日現在）。

一定の手続きを行い、軽油引取税が免除された軽油のことを「免税軽油」といいます。

### 目 次

1	免税対象となる農業用の軽油について	1
2	免軽軽油使用までの流れについて	1
3	免税軽油の取扱いについて	1
4	報告書の提出について	1
5	申請手続きについて	
	（1）免税軽油使用者（免税軽油共同使用者）	2
	（2）免税証	2
6	免税軽油使用者証の取扱いについて	3
7	免税証の取扱いについて	3
8	よくある問い合わせについて	3

県南広域振興局 県税部

## 1 免税対象となる農業用の軽油について

農業を営む者（又は基幹的農作業のすべてを受託する者）が、農業用機械（下記参照）の動力源に使用する軽油が、免税対象です。「農業を営む者」とは、田畑の耕作など現に事業としての農業を行っている者をいい、その確認のために

農業委員会の発行する耕作証明書を申請時に添付していただく必要があります。

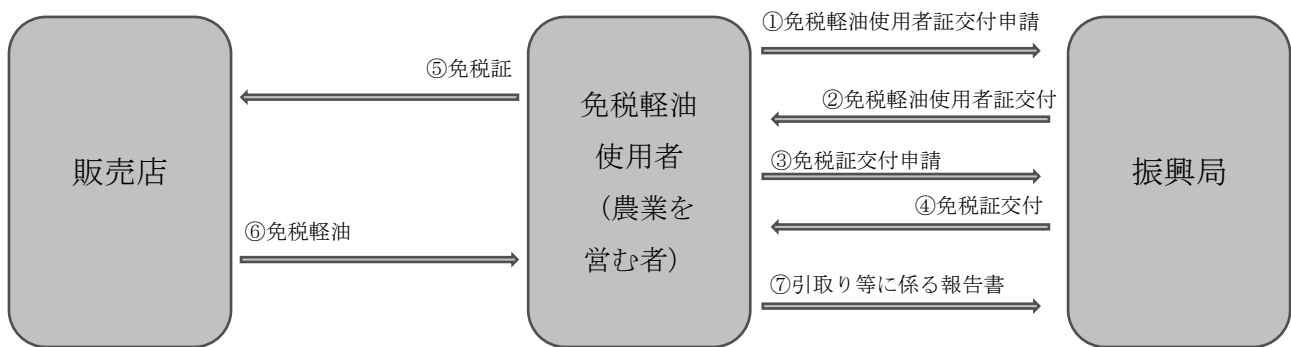
また、税金の滞納などによる欠格事由に該当する場合は、申請しても免税されないことがあります。

免税対象となる機械例（販売証明書等により所有状況を確認します）

耕うん整地用機械	動力耕うん機、プラウ、トラクター、砕土機、ハロー・鎮圧機	など
栽培管理用機械	施肥用機械、播種機、病害虫防除機、揚水機	など
収穫調整用機械	コンバイン、脱穀機、収草用機械（モア・テッグ・レーキ・ロールバー）	など

## 2 免税軽油使用までの流れについて

免税軽油を使用するには、まず、免税軽油使用者証の交付を受け、次に免税証の交付を受けることが必要です。そして、免税証に記載された販売店で、軽油と免税証を引き換えることにより、免税軽油を購入し、免税対象の機械に使用します。



※①と③の申請は同時に行うこともできます。

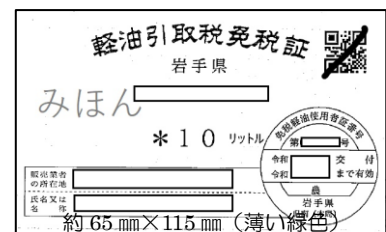
## 3 免税軽油の取扱いについて

免税軽油は、免税証に記載された販売店から購入してください。

（申請書に希望する販売店を記載していただきます。）

免税証は、他の人に譲渡することはできません。

※右図参照



## 4 報告書の提出について

免税軽油の購入及び使用状況等について、「免税軽油の引取り等に係る報告書」に「納品書又は領収書」の写しを添付して、前年の引取分を1月末までに報告してください。

※報告書は免税証交付日に免税証と併せて交付しています。

- ・報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した場合は、処罰されます。
- ・報告書を提出しない場合は、免税証が交付されませんので、適正な報告をしてください。

## 5 申請手続について

### (1) 免税軽油使用者証（免税軽油共同使用者証）

- ・ 使用者証の記載事項に**変更がある場合は、書換の手続き**を行ってください。
- ・ 新規の申請時、有効期限が切れる際の更新時及び記載事項に変更がある場合の書換時には、**交付手数料として400円の岩手県収入証紙が必要**となります。
- ・ 営農組織などが共同で機械を使用する場合等は、免税軽油共同使用者証が必要となります。
- ・ 機械の書き換え（変更）を届けずに給油、使用した場合は、軽油引取税の納税が必要となります。

### (2) 免税証

- ・ 交付数量は、**農作業の種類に応じて県の基準により算定した数量**とします。

【各申請における必要書類は下表のとおり】

		新規		書換		更新		継続		備考
		単独	共同	単独	共同	単独	共同	単独	共同	
i 使用者証交付	1 免税軽油使用者証交付申請書	○		○		○				県証紙 400 円分貼付
	2 免税軽油共同使用者証交付申請書		○		○		○			県証紙 400 円分貼付
	3 誓約書	○	◎	○	◎	○	◎			共同の場合は連名で記載
	4 販売証明書	◎	◎	◎	◎					販売店等から
	5 農作業受委託契約書	△	△	△	△	△	△			基幹作業全受託の場合
i と ii 共通	6 役員名簿(又は登記簿の写し)	△	△	△	△	△	△			申請者が法人の場合
	7 交付済みの免税軽油使用者証			◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	8 農業用免税機械内訳書	△	△	△	△	△	△	△	△	5台以上ある場合
ii 免税証交付	9 農業用作業機械の所有等一覧表	△	△	△	△	△	△	△	△	アタッチメントがある場合
	10 免税証交付申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	
	11 共同申請明細書		◎		◎		◎		◎	
	12 農業用免税軽油必要数量計算書	○	○	○	○	○	○	○	○	
	13 耕作証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	農業委員会から
14 農作業受委託証明書	△	△	△	△	△	△	△	△	基幹作業全受託の場合	
iii 実績報告	15 免税軽油の引取り等に係る報告書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	0%でも提出が必要
	16 納品書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	17 免税軽油使用実績等内訳書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	共同申請の場合は全員から

※ ◎は、事前に準備のうえ申請時に持参するもの。

※ △は、備考欄の記載事項に該当する場合。

※2 アタッチメントのみの変更、追加の場合は書換の必要はございません。

※新規・書換・更新の場合は、3枚複写用紙により作成します。

- ・ 新規…初めて申請する
- ・ 書換…機械の買い替え・住所の変更等、使用者証の記載事項に変更がある
- ・ 更新…使用者証の内容に変わりはないが、使用者証の有効期限が、免税証交付申請期間内にある場合
- ・ 継続…使用者証の内容に変わりがなく、使用者証の有効期限が、免税証交付申請期間以降の場合

## 6 免税軽油使用者証の取扱いについて

- ・ 免税証の申請には免税軽油使用者証が必要です。紛失しないようにご自分で厳重に保管してください。万一紛失したときは、直ちに免税軽油使用者証紛失届を提出してください。
- ・ 免税軽油使用者証を更新しない場合は、有効期限が過ぎていても免税軽油使用者証と免税軽油使用者証返納届を提出してください。

## 7 免税証の取扱いについて

- ・ 免税証は、免税証に記載された有効期間内しか使用することができません。有効期間を過ぎた免税証は、必ず返納してください。
- ・ 必ず免税軽油の引取りと引換えに、引取量と同数量分の免税証を販売業者に渡してください。販売業者にあらかじめ渡し預かってもらったり、後でまとめて渡したりすることはできません。
- ・ 免税証は、他の人に譲渡できません。
- ・ 免税証は金券と同等ですので、**御自分で厳重に保管してください**。万一紛失したときは、直ちに免税証紛失届を提出してください。
- ・ 免税証が適正に保管されない場合、免税証が交付されないことがあります。

## 8 よくあるお問い合わせ

### 問1 実際に交付される免税証は、何リットルくらいですか？

(答) 水稻の標準作業（トラクター耕起・代かき・コンバイン刈取等）の場合で、10畝あたり10.0㍓です。交付数量は、農作業の種類に応じて県の基準により算定された数量となります。

### 問2 農作業の委託を受けている農地の作業についても、免税軽油を使用できますか？

(答) 委託内容が基幹的な作業の全てである場合は、免除対象となります。申請には、受委託契約書の提示や農作業受委託証明書（農業委員会が発行する証明書）が通常の申請書類に加えて必要になります。

※基幹的作業とは…水稻の場合「耕起・代掻き、田植え、稲刈、脱穀調整」、麦、大豆は「耕起・整地、播種、収穫」等、専ら機械を用いて行われるすべての委託を受け、委託者に代わって現実に農作業を行う作業のことです。

### 問3 畜舎の周りの除雪に免税軽油を使用しても良いですか？

(答) 除雪作業は、直接的に畜産業を営むうえで必要不可欠とは言えず、畜産業固有の作業と言えないので、免税軽油は使用できません。

### 問4 報告書を提出しなかった場合などの処罰とはどのような内容になりますか？

(答) 報告を行わない、または嘘の報告をした場合は地方税法により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。また、免税証又は免税軽油の譲渡を行ったり譲り受けたりした場合は、1年～10年以下の懲役又は50万円～1000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。

### ◆◆ お問い合わせ先 ◆◆

〒023-0053 奥州市水沢大手町1-2

県南広域振興局 県税部 課税課

Tel.0197-48-0548 (平日 9:00～12:00 13:00～17:00)